

## 平成30年度徴収基準額表（保育料）

南部町では、子育て支援のために、保育料の基準額を下げて保護者の負担軽減を行っています。

### 【教育標準時間利用】（通常保育時間 8:30～12:30）

階層区分	定義	徴収基準額（月額：円）	
第1階層	生活保護世帯	0円	
第2階層	市町村民税所得割非課税世帯	ひとり親世帯等	0円
		ひとり親世帯等以外の世帯	3,000円
第3階層	市町村民税所得割課税世帯77,100円以下	ひとり親世帯等	0円
		ひとり親世帯等以外の世帯	10,100円
第4階層	市町村民税所得割課税世帯211,200円以下	18,300円	
第5階層	市町村民税所得割課税世帯211,201円以上	23,000円	

### 【保育標準時間利用】（通常保育時間 7:30～18:30）

各月初日において教育又は保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額：円)			
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
第1階層	生活保護法世帯等	0	0	0	
第2階層	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	0
		ひとり親世帯等以外の世帯	6,000	4,000	3,000
第3階層	市町村民税所得割課税額10,000円未満	ひとり親世帯等	7,000	5,500	5,000
		ひとり親世帯等以外の世帯	14,000	11,000	10,000
第4階層	10,001円以上48,600円未満	ひとり親世帯等	9,000	6,000	5,500
		ひとり親世帯等以外の世帯	18,000	14,000	13,000
第5階層①	48,600円以上57,700円未満	ひとり親世帯等	9,000	6,000	5,500
		ひとり親世帯等以外の世帯	22,000	15,000	14,000
第5階層②	57,700円以上77,101円未満	ひとり親世帯等	9,000	6,000	5,500
		ひとり親世帯等以外の世帯	22,000	15,000	14,000
第5階層③	77,101円以上97,000円未満	22,000	15,000	14,000	
第6階層	97,000円以上105,000円未満	32,000	19,000	18,000	
第7階層	105,000円以上169,000円未満	39,000	21,000	20,000	
第8階層	169,000円以上200,000円未満	45,000	23,000	22,000	
第9階層	200,000円以上301,000円未満	51,000	26,000	26,000	
第10階層	301,000円以上397,000円未満	57,000	29,000	28,000	
第11階層	397,000円以上	59,000	31,000	31,000	

※一定所得以下の世帯について、多子世帯・ひとり親世帯への保育料軽減制度が拡充されたことに伴い、第5階層を3つの区分に分類して表記しています。軽減制度については、同封の「保育料の決定及び納付について」をご覧ください。

## 【保育短時間利用】（通常保育時間 8:30～16:30）

各月初日において教育又は保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額：円)			
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
第1階層	生活保護法世帯等	0	0	0	
第2階層	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	
		ひとり親世帯等以外の世帯	5,800	3,900	2,900
第3階層	市町村民税所得割課税額10,000円未満	ひとり親世帯等	6,850	5,400	4,900
		ひとり親世帯等以外の世帯	13,700	10,800	9,800
第4階層	10,001円以上48,600円未満	ひとり親世帯等	8,800	5,850	5,350
		ひとり親世帯等以外の世帯	17,600	13,700	12,700
第5階層①	48,600円以上57,700円未満	ひとり親世帯等	8,800	5,850	5,350
		ひとり親世帯等以外の世帯	21,600	14,700	13,700
第5階層②	57,700円以上77,101円未満	ひとり親世帯等	8,800	5,850	5,350
		ひとり親世帯等以外の世帯	21,600	14,700	13,700
第5階層③	77,101円以上97,000円未満	21,600	14,700	13,700	
第6階層	97,000円以上105,000円未満	31,400	18,600	17,600	
第7階層	105,000円以上169,000円未満	38,300	20,600	19,600	
第8階層	169,000円以上200,000円未満	44,200	22,600	21,600	
第9階層	200,000円以上301,000円未満	50,100	25,500	25,500	
第10階層	301,000円以上397,000円未満	56,000	28,500	27,500	
第11階層	397,000円以上	57,900	30,400	30,400	

※一定所得以下の世帯について、多子世帯・ひとり親世帯への保育料軽減制度が拡充されたことに伴い、第5階層を3つの区分に分類して表記しています。軽減制度については、同封の「保育料の決定及び納付について」をご覧ください。

### 【延長保育料（※保育標準時間及び保育短時間利用の方）】

利用時間	徴収額
7:00～7:30	100円
18:30～19:00	100円

利用時間	徴収額
7:30～8:30	100円
16:30～18:30	100円

### 【預かり保育料（※教育標準時間利用の方）】

利用時間	教育標準時間階層区分	徴収額
12:30～16:30	第1階層	0円
	第2階層	100円
	第3～5階層	300円

